

立科町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
年度 18	8,291	3,976,443	250,404	864,400	21.7	22.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
年度 18	103	372,319	42,057	160,639	575,015	5,583	5,918

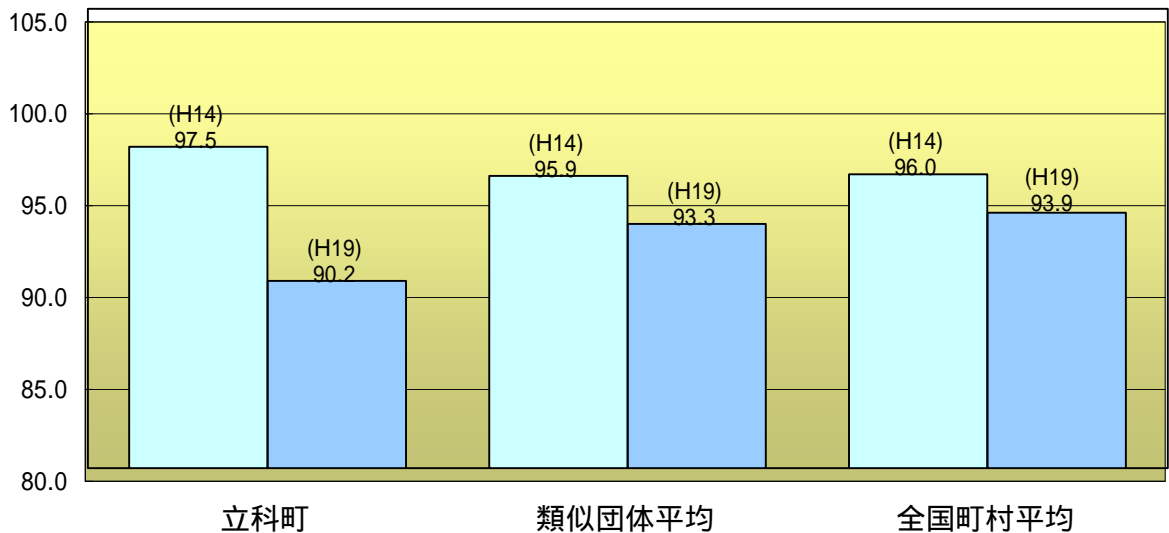
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

立科町では、特例期間中、給料月額を独自に減額しています。平成19年度の内容は下記のとおりです。

特別職の職員	一般職の職員
<ul style="list-style-type: none"> 町長 ... 7月から給料を 529,900 円に減額 副町長 ... 7月から給料を 510,000 円に減額 教育長 ... 7月から給料を 480,000 円に減額 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての職員 ... 給料を 5 %減額 (2005人勤による減含む)
(特例期間 = 平成17年度 ~ 平成19年度)	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

* 人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%
年度 19						0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
年度 19						4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立科町	43.9 歳	322,008 円	352,693 円	342,623 円
長野県	45.1 歳	366,648 円	432,505 円	403,195 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.5 歳	328,500 円	376,838 円	359,520 円

技能労務職(給食調理員)

区分	公務員				民間(全国平均)		参考 A/B	
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢		平均給与月額(B)
立科町	43.7 歳	3	294,300 円	309,233 円	306,367 円	41.5 歳	256,800 円	120.4%
長野県	47.1 歳	650	335,604 円	373,396 円	360,400 円	歳	円	
国	48.8 歳	5,193	287,094 円	円	320,514 円	歳	円	
類似団体	49.4 歳	8	302,249 円	325,327 円	319,878 円	歳	円	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(立科町)(C)	民間(長野県)(D)	C/D
調理士	5,155.2 千円	3,367.0 千円	153.1%

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立科町	49.9 歳	337,825 円	352,388 円	346,538 円
長野県	歳	円	円	円
国	37.3 歳	286,346 円		320,534 円
類似団体	41.3 歳	306,758 円	344,038 円	319,874 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分		立科町	長野県	国
一般行政職	大学卒	(162,300) 円 170,200	170,200 円	170,200 円
	高校卒	(136,100) 円 142,800	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	(129,300) 円 135,600	134,000 円	
	中学卒	(118,100) 円 123,900	120,200 円	
医療職	大学卒	(186,800) 円 196,000	円	
	短大3卒	(178,000) 円 186,700	円	

* 給料の削減を行っているため、上段()書きの額は削減後を表示しています。(特例期間中)

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

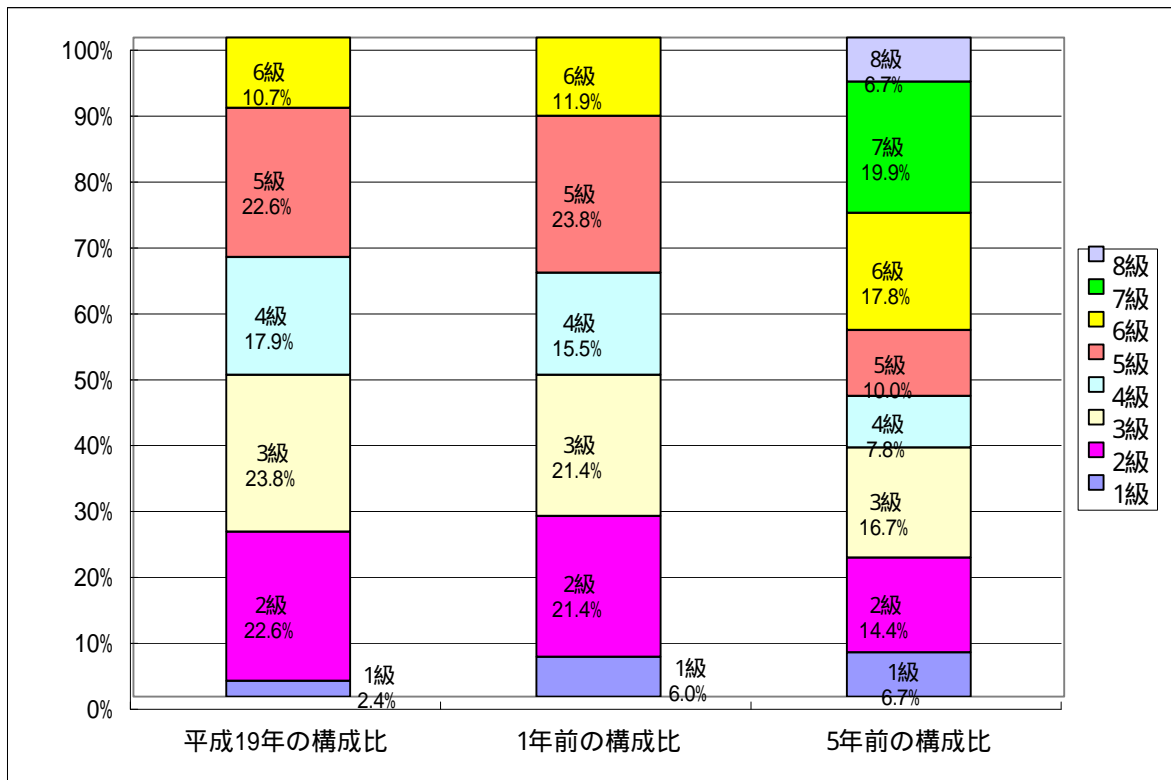
区 分		経験年数 7 ~ 10 年	経験年数 10 ~ 15 年	経験年数 15 ~ 20 年
一般行政職	大学卒	208,400 円	258,600 円	304,900 円
	高校卒	193,900 円	225,400 円	239,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	1 書記の職務 2 主事の職務	2	2.4
2 級	主査の職務	19	22.6
3 級	主任の職務	20	23.8
4 級	1 係長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を分掌する主任の職務	15	17.9
5 級	1 課長(6級に掲げられた課長を除く)の職務 2 課長補佐(6級に掲げられた課長補佐を除く)の職務	19	22.6
6 級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務	9	10.7
計		84	100.0

(注) 1 立科町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

《勤務成績の評価の実施状況》
地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職員に対する人事評価を実施することにより、能力及び実績に基づく人事管理を行い、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することを目的とし、「立科町職員の人事評価に関する規程」制定に向けた試行を平成19年度実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

立科町	長野県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,584千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,845千円	
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
6月期 1.4 月分 0.7 月分 12月期 1.6 月分 0.75 月分 計 3.0 月分 1.45 月分	6月期 1.4 月分 0.7 月分 12月期 1.6 月分 0.75 月分 計 3.0 月分 1.45 月分	6月期 1.4 月分 0.7 月分 12月期 1.6 月分 0.75 月分 計 3.0 月分 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(2) 退職手当 (19年4月1日現在)

立科町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続30年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続30年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
1人当たり平均支給額 19,713 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	5,304,000	円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	110,500	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	35.8	%		
手当の種類(手当数)	11	種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	課税係・収税係職員	町税賦課・徴収業務	2,000円/月	
滞納整理手当	公金滞納整理従事者	滞納整理	400円/日	
感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症等防疫作業	500円/件	
自動車乗用手当	福祉バス運転手	運転業務	3,000円/月	
	マイクロバス運転手		走行距離により 1,500~4,500円/日	
観光施設事業手当	観光係・索道係職員	観光施設・観光事業従事	2,000円/月	
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1,500円/件	
用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地交渉	500円/日	
主任保育士手当	保育所主任保育士職		1,500円/月	
索道主任技術者手当	索道主任技術者		10,000円/月	
索道主任手当	索道主任	主任業務に従事した期間	5,000円/月	
福祉業務手当	ハートフルアタてしな勤務職員	業務手当	介護支援専門員(兼事務職員)	5,000円/月
			主任訪問介護員	3,500円/月
			訪問介護員	2,000円/月
		夜間勤務手当等	主任介護士	3,500円/月
			介護士	2,000円/月
			介護士の夜間勤務	6,000円/回
		訪問介護員の早朝・夜間勤務	300円/回	

(4) 時間外勤務手当

18 年度決算	支給実績	7,339 千円
	職員1人当たり平均支給年額	61 千円
17 年度決算	支給実績	7,800 千円
	職員1人当たり平均支給年額	63 千円

(5) その他の手当 (19年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同及び異なる内容	支給実績 (平成18年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度)																																												
扶養手当	・扶養親族のある職員に支給 <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者のない扶養親族1人目</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族1人につき</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき</td> <td>5,000円加算</td> </tr> </table>	配偶者	13,000 円	配偶者のない扶養親族1人目	11,000 円	配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500 円	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円加算	同	13,699,601 円	228,327 円																																				
配偶者	13,000 円																																															
配偶者のない扶養親族1人目	11,000 円																																															
配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500 円																																															
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円加算																																															
住居手当	借家 ... 家賃に応じて支給 上限27,000円 ----- 持ち家 ... 所有する自宅に居住し、 新築・購入5年まで 2,500円	同	2,223,000 円	247,000 円																																												
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃等相当額が55,000円以下については 運賃相当額 ・自動車使用者等...通勤距離に応じて支給 <table border="1"> <tr> <td>2 km未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2 km以上 3 km未満</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 km以上 4 km未満</td> <td>5,600 円</td> </tr> <tr> <td>4 km以上 5 km未満</td> <td>6,700 円</td> </tr> <tr> <td>5 km以上 6 km未満</td> <td>7,800 円</td> </tr> <tr> <td>6 km以上 7 km未満</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>7 km以上 8 km未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>8 km以上 9 km未満</td> <td>11,100 円</td> </tr> <tr> <td>9 km以上</td> <td>12,200 円</td> </tr> </table>	2 km未満	不支給	2 km以上 3 km未満	4,500 円	3 km以上 4 km未満	5,600 円	4 km以上 5 km未満	6,700 円	5 km以上 6 km未満	7,800 円	6 km以上 7 km未満	8,900 円	7 km以上 8 km未満	10,000 円	8 km以上 9 km未満	11,100 円	9 km以上	12,200 円	同 <table border="1"> <tr> <td>~ 5</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>10 ~ 15</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>15 ~ 20</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>20 ~ 25</td> <td>11,300 円</td> </tr> <tr> <td>25 ~ 30</td> <td>13,700 円</td> </tr> <tr> <td>30 ~ 35</td> <td>16,100 円</td> </tr> <tr> <td>35 ~ 40</td> <td>18,500 円</td> </tr> <tr> <td>40 ~ 45</td> <td>20,900 円</td> </tr> <tr> <td>45 ~ 50</td> <td>21,800 円</td> </tr> <tr> <td>50 ~ 55</td> <td>22,700 円</td> </tr> <tr> <td>55 ~ 60</td> <td>23,600 円</td> </tr> <tr> <td>60 ~</td> <td>24,500 円</td> </tr> </table>	~ 5	2,000 円	5 ~ 10	4,100 円	10 ~ 15	6,500 円	15 ~ 20	8,900 円	20 ~ 25	11,300 円	25 ~ 30	13,700 円	30 ~ 35	16,100 円	35 ~ 40	18,500 円	40 ~ 45	20,900 円	45 ~ 50	21,800 円	50 ~ 55	22,700 円	55 ~ 60	23,600 円	60 ~	24,500 円	7,877,900 円	84,709 円
2 km未満	不支給																																															
2 km以上 3 km未満	4,500 円																																															
3 km以上 4 km未満	5,600 円																																															
4 km以上 5 km未満	6,700 円																																															
5 km以上 6 km未満	7,800 円																																															
6 km以上 7 km未満	8,900 円																																															
7 km以上 8 km未満	10,000 円																																															
8 km以上 9 km未満	11,100 円																																															
9 km以上	12,200 円																																															
~ 5	2,000 円																																															
5 ~ 10	4,100 円																																															
10 ~ 15	6,500 円																																															
15 ~ 20	8,900 円																																															
20 ~ 25	11,300 円																																															
25 ~ 30	13,700 円																																															
30 ~ 35	16,100 円																																															
35 ~ 40	18,500 円																																															
40 ~ 45	20,900 円																																															
45 ~ 50	21,800 円																																															
50 ~ 55	22,700 円																																															
55 ~ 60	23,600 円																																															
60 ~	24,500 円																																															
管理職手当	・平成19年4月1日から定率制から定額制に改正 (19年度から22年度までの間経過措置あり) <table border="1"> <tr> <td>一 種</td> <td>6級の課長</td> <td>25,554 円</td> </tr> <tr> <td>二 種</td> <td>5級の課長</td> <td>24,222 円</td> </tr> </table>	一 種	6級の課長	25,554 円	二 種	5級の課長	24,222 円	(円) <table border="1"> <tr> <td>一種</td> <td>117,500 ~ 139,300</td> </tr> <tr> <td>二種</td> <td>88,500 ~ 104,200</td> </tr> <tr> <td>三種</td> <td>72,700 ~ 82,200</td> </tr> <tr> <td>四種</td> <td>55,500 ~ 66,400</td> </tr> <tr> <td>五種</td> <td>46,300 ~ 51,900</td> </tr> </table>	一種	117,500 ~ 139,300	二種	88,500 ~ 104,200	三種	72,700 ~ 82,200	四種	55,500 ~ 66,400	五種	46,300 ~ 51,900	4,142,376 円	318,644 円																												
一 種	6級の課長	25,554 円																																														
二 種	5級の課長	24,222 円																																														
一種	117,500 ~ 139,300																																															
二種	88,500 ~ 104,200																																															
三種	72,700 ~ 82,200																																															
四種	55,500 ~ 66,400																																															
五種	46,300 ~ 51,900																																															
管理職員特別勤務手当	・管理職員が休日等に勤務した場合に支給 <table border="1"> <tr> <td>課 長</td> <td>1回8,000円以内</td> </tr> </table>	課 長	1回8,000円以内	<table border="1"> <tr> <td>一 種</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>二 種</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>三 種</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>四 種</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>五 種</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	一 種	12,000円	二 種	10,000円	三 種	8,000円	四 種	6,000円	五 種	4,000円	0 円	0 円																																
課 長	1回8,000円以内																																															
一 種	12,000円																																															
二 種	10,000円																																															
三 種	8,000円																																															
四 種	6,000円																																															
五 種	4,000円																																															
宿日直手当	・一般の宿日直 <table border="1"> <tr> <td>宿 直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>日 直</td> <td>5,500円</td> </tr> </table>	宿 直	4,200円	日 直	5,500円	<table border="1"> <tr> <td>宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> </table>	宿日直	4,200円	4,948,600 円	63,444 円																																						
宿 直	4,200円																																															
日 直	5,500円																																															
宿日直	4,200円																																															
寒冷地手当	・下記区分により11月～翌年3月まで月額で支給 (国の4級地に該当) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">世帯の区分</td> <td>月額(円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世 帯 主</td> <td>扶養親族あり</td> <td>17,800</td> </tr> <tr> <td>扶養親族なし (準世帯主)</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の職員</td> <td>7,360</td> </tr> </table>	世帯の区分		月額(円)	世 帯 主	扶養親族あり	17,800	扶養親族なし (準世帯主)	10,200	その他の職員		7,360	・下記区分により11月～ 翌年3月まで月額で支給 (円) <table border="1"> <tr> <td>級地</td> <td>世帯主</td> <td>準世帯主</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>26,380</td> <td>14,580</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>23,360</td> <td>13,060</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>22,540</td> <td>12,860</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>17,800</td> <td>10,200</td> <td>7,360</td> </tr> </table>	級地	世帯主	準世帯主	その他	1	26,380	14,580	10,340	2	23,360	13,060	8,800	3	22,540	12,860	8,600	4	17,800	10,200	7,360	8,157,760 円	60,879 円													
世帯の区分		月額(円)																																														
世 帯 主	扶養親族あり	17,800																																														
	扶養親族なし (準世帯主)	10,200																																														
その他の職員		7,360																																														
級地	世帯主	準世帯主	その他																																													
1	26,380	14,580	10,340																																													
2	23,360	13,060	8,800																																													
3	22,540	12,860	8,600																																													
4	17,800	10,200	7,360																																													

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	612,900	(681,000)円	(参考)類似団体における最高/最低額 834,000 円 / 321,000 円
	副 町 長	547,200	(608,000)円	673,000 円 / 363,000 円
	教 育 長	488,700	(543,000)円	
報酬	議 長	274,550	(289,000)円	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長	200,450	(211,000)円	285,000 円 / 162,900 円
	議 員	186,200	(196,000)円	263,000 円 / 135,800 円
期末手当	町 長	(18年度支給割合) 6月期 1.6 月分		
	副 町 長	12月期 1.75 月分		
	教 育 長			
	議 長	(18年度支給割合) 6月期 1.6 月分		
退職手当	副 議 長	12月期 1.75 月分		
	議 員			
	町 長	(算定方式) 給料月額(681,000円)×在職月数×0.44		(1期の手当額) 14,382,720 円
	副 町 長	給料月額(608,000円)×在職月数×0.26		7,587,840 円
退職手当	教 育 長	給料月額(543,000円)×在職月数×0.19		4,952,160 円
				(支給時期) 任期毎
				任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

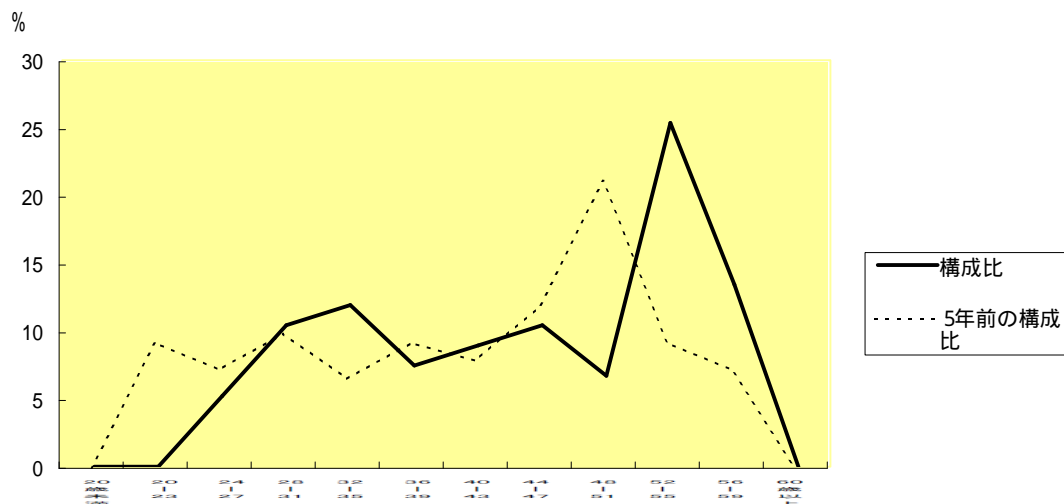
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議 会	1	1	0	
	総 務	20	18	2	
	税 務	6	6	0	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	8	8	0	
	商 工	6	5	1	
	土 木	4	5	-1	組織機構改革
	民 生	34	37	-3	事務の統廃合・縮小、退職者不補充
	衛 生	4	5	-1	
	計	83	85	-2	《参考》人口1,000人当たり職員数 10.01 人 (類似団体の " 12.23 人)
	教育部門	15	15	0	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	98	100	-2	《参考》人口1,000人当たり職員数 11.82 人 (類似団体の " 15.06 人)
公営企業等会計部門	病 院	0	0	0	
	水 道	3	3	0	
	索 道	8	8	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	23	25	-2	
	小 計	37	39	-2	
合 計		135 [154]	139 [167]	-4	《参考》 人口1,000人当たり職員数 16.28 人

(注) 1 特別行政部門には、教育長を含む。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	7人	14人	16人	10人	12人	14人	9人	34人	18人	0人	134人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
142人	132人	10人	7.0%

<参考>立科町集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	10人(7.0%)の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門		H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H17～19年 計	H22.4.1 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	86	85	83	82	80	78	3 (100.0%)	83
	増減		1	2	1	2	2		
教育	職員数	16	15	15	15	14	14	1 (33.3%)	13
	増減		1	0	0	1	0		
消防	職員数	0	0	0	0	0	0	0 (%)	0
	増減		0	0	0	0	0		
公営企業 等会計	職員数	40	39	37	37	35	34	3 (75.0%)	36
	増減		1	2	0	2	1		
計	職員数	142	139	135	134	129	126	7 (70.0%)	132
	増減		3	4	1	5	3		

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の6年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度 18	293,806	3,311	16,793	5.7	5.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度 18	3	10,944	1,189	4,660	16,793	5,598

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

一般職の職員
・ 全ての職員 ... 給料を 5%減額 (2005人勤による減含む)

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
企業職	41.7	319,800	457,807
類似団体平均 (水道事業)	45.3	375,666	572,943

- (注) 1 基本給は、扶養手当の額を含みます。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職	立科町	類似団体平均(水道事業)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,553千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,584千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,785千円
(18年度支給割合) 期末手当 0.7 月分 勤勉手当 1.4 月分 計 2.1 月分	(18年度支給割合) 期末手当 0.7 月分 勤勉手当 1.4 月分 計 2.1 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5-15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5-15%	(加算措置の状況)

イ 退職手当 (19年4月1日現在)

企業職	立科町	類似団体平均(水道事業)
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 (その他の加算措置) ・ 定年前早期退職特例措置(2-20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 (その他の加算措置) ・ 定年前早期退職特例措置(2-20%加算)	
1人当たり平均支給額 0千円	1人当たり平均支給額 19,713千円	1人当たり平均支給額 16,217千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当 (19年 4月 1日現在)

支給実績 (18年度決算)		0	円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)		0	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)		0.0	%	
手当の種類 (手当数)		11	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	課税係・収税係職員	町税賦課・徴収業務	2,000円/月	
滞納整理手当	公金滞納整理従事者	滞納整理	400円/日	
感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症等防疫作業	500円/件	
自動車乗用手当	福祉バス運転手	運転業務	3,000円/月	
	マイカー運転手		走行距離により 1,500～4,500円/日	
観光施設事業手当	観光係・索道係職員	観光施設・観光事業従事	2,000円/月	
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1,500円/件	
用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地交渉	500円/日	
主任保育士手当	保育所主任保育士職		1,500円/月	
索道主任技術者手当	索道主任技術者		10,000円/月	
索道主任手当	索道主任	主任業務に従事した期間	5,000円/月	
福祉業務手当	ハトワルアたてしな勤務職員	業務手当	介護支援専門員(兼事務職員)	5,000円/月
			主任訪問介護員	3,500円/月
			訪問介護員	2,000円/月
		夜間勤務 手当等	主任介護士	3,500円/月
			介護士	2,000円/月
			介護士の夜間勤務	6,000円/回
	訪問介護員の早朝・夜間勤務	300円/回		

エ 時間外勤務手当

18年度決算	支給実績	331	千円
	職員1人当たり平均支給年額	110	千円
17年度決算	支給実績	140	千円
	職員1人当たり平均支給年額	47	千円

オ その他の手当 (19年 4月 1日現在)

手当名	一般行政職との異 同及び異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
		(平成18年度)	(平成18年度)
扶養手当	同	550,000円	275,000円
住居手当	同	0円	0円
通勤手当	同	93,600円	93,600円
管理職手当	同	0円	0円
管理職員特別勤務手当	同	0円	0円
宿日直手当	同	0円	0円
寒冷地手当	同	214,800円	71,600円

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要
6(3)を参照

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

技能労務職員等の給与は、地方公営企業法が適用され、生計費、同一又は類似の職種等の民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ (平成19年4月1日現在)

区分	公務員				民間			A / B
	職員数	平均年齢(歳)	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	人 3	歳 43.7	円 294,300	円 309,233		歳	円	
給食調理員	3	43.7	294,300	309,233	調理師	41	281,400	1.10
学校	2							
保育園	1							
清掃職員	0				廃棄物処理業従業員	43	299,800	
用務員	0				用務員	54	227,200	
運転手	0				自家用乗用自動車運転手	51	315,000	

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
個人が特定される項目については公表していません。(2人以下の項目)

(2) 年齢別職員数 (平成19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 3
給食調理員	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3
学校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
保育園	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) その他給与に関する事項

- ア 給料表 行政職給料表(一)適用
- イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当 無
- ウ 昇給基準 毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳以上は2号俸)を標準として昇給する。
- エ その他 平成17年度～平成19年度までの間、「職員の給与の特例に関する条例」により給料の減額を実施(一般行政職と同)

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成1年度に職員採用実施後、現在まで新規の採用は行っていない。その間、民間委託(ハートフルケアたてしな)、退職者不補充、臨時的任用を行い現在は学校給食及び保育所給食調理員合計3名に至っている。基本的には、退職者不補充とし必要な業務については、臨時的任用で対応を検討していく。

3 具体的な取組内容

全職種を対象とした人事評価制度導入に伴う試行を19年度において実施し、職員の能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することとする。
国、県、近隣町村等の動向を注視し、また民間との比較を行いながら、より良い業務体制及び人員配置等を継続的に検討する。